

		休業等の計画的な取得を促すなど、育児・介護と仕事の両立支援制度の取得促進を図っている。
八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。	検討中	裁判所としては、人口動態、交通事情の変化、裁判所で取り扱う事件数の動向等を考慮の上、裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえ、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、引き続き適切な人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>		
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>裁判官等に対し、改正の内容等の周知をしたことに加え、法務省の立法担当者による改正法についての講演を実施し、当該講演の動画を配信したほか、改正法の趣旨・内容について理解を深める裁判官の研究会を実施するなどして、立法時の議論や改正の趣旨等について周知した。また、今後、関係府省庁において作成することが予定されている改正法の解説資料等を裁判官等に周知することを含め、改正の内容等の周知のための施策を引き続き実施する予定である。</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>		
<p>四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりや</p>		

<p>すく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。</p>		
<p>五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。</p>		
<p>六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和6年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件におけるDV及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・DVへの法的対応等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、DV・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親子交流をめぐる事件の調査事務、DV及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修等を行った。改正法の施行を見据えて、今後も、このような研究会や研修を引き続き実施するほか、改正法の趣旨・内容の理解に資する協議会を設けていく予定である。</p>
<p>七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方</p>		

<p>について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。</p>		
<p>八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。</p>		
<p>九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、事件動向や事務処理状況のほか、改正法の各規定の趣旨・内容を踏まえた適切な審理運用の在り方や改正家族法が各家庭裁判所における事件処理に与える影響等も踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、家庭裁判所の人的・物的態勢の整備に努めてまいりたい。</p>
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>		
<p>十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。</p>		
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>これまでも子の養育をめぐる事件の審理に当たり、子の監護の安全や安心への配慮等を含めた適切な審理運営について様々な研究会や研修を実施してきたところ、令和6年度においても、裁判官を対象として、子の監護養育をめぐる事件にお</p>

		<p>けるDV及び児童虐待についての共同研究や、外国における別居・離婚後の親権、児童虐待・DVへの法的対応等についての講義を内容とする研究会を実施したほか、子の権利利益を保護する観点も含め、改正法の趣旨・内容について理解を深める研究会を実施した。また、家庭裁判所調査官を対象として、安全をはじめとする子のニーズに着目した子の監護者指定等をめぐる事件の調査事務や、DV・虐待、子の意向・心情等を含む考慮要素の整理を踏まえた親子交流をめぐる事件の調査事務、DV及び児童虐待を含む夫婦間紛争が子の精神発達に及ぼす影響についての研修等を行った。改正法の施行を見据えて、今後も、このような研究会や研修を引き続き実施するほか、改正法の趣旨・内容の理解に資する協議会を設けていく予定である。</p>
<p>十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。</p>		
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないよう、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>		
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。</p> <p>また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>
<p>三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏</p>		<p>裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能</p>

<p>まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>
<p>五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和7年)</p>	<p>裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和7年1月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。</p>
<p>六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年度)</p>	<p>令和5年5月に本件に関する調査報告書を公表し、将来にわたって記録の保存・廃棄の適切な運用を確保するため、同年11月に、「事件記録等の特別保存に関する規則」を制定し、歴史的・社会的意義を有する記録を適切に特別保存に付す基本的な仕組みを構築した。同規則は令和6年1月30日付けで施行され、施行に合わせて規則の運用の細目を定める通達を整備し、事件記録を特別保存に付す全国一律の認定プロセス等を定め、全国の裁判所において新規則等に基づく新運用を開始した。また、国民の意見や公文書の管理等に関する知見等も取り込んだ仕組みとするため、同規則で最高裁に設置することとした「記録の保存の在り方に関する委員会」についても、規則施行に合わせて委員会を発足させ、令和6年末までに3回開催されている。</p>

	<p>加えて、各裁判所で事件記録等が廃棄未了となっている事件にも新運用を遡及的に適用することとし、現在、各裁判所において新たな基準や認定プロセスに沿って特別保存に付する認定を行う遡及適用事務が進められている。</p>
--	--

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。</p>		
<p>二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。</p>		
<p>三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>	検討中	<p>裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、 [REDACTED] [REDACTED]の適切な措置を講じる予定である。 また、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、 [REDACTED] [REDACTED]を検討しており、こうした検討に際しては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聴取していく予定である。</p>
<p>四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。</p>	一部措置済み (令和6年度)	<p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、民事執行の手続や破産手続等においても、当事者等がウェブ会議等の方法により手続に参与する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切</p>

	<p>なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設するなどしたところであり、ウェブ会議に関する規定の施行に向けて、適切な運用が行われるように努めたい。</p> <p>デジタル証拠の漏洩や改ざんを防止する方策としては、裁判所の情報処理組織について適切なセキュリティ水準を確保することができるよう、検討を進めているところである。</p>
<p>五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	

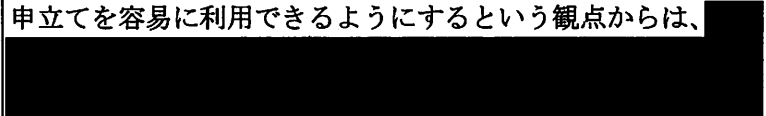

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末の開発等について検討を行っている。
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末を装着した被告人が所在禁止区域へ立ち入った場合の運用の在り方について検討を行っている。
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、端末位置情報の閲覧に関する運用について検討を行っている。
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用状況の公表の在り方について検討を行っている。
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要なと認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。	検討中	改正法の施行（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日）に向け、附帯決議の趣旨等を踏まえつつ、位置測定端末装着命令制度の運用の在り方について検討を行っている。
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないことがないよう、制度の趣旨を周知すること。		
七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等		

の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。		
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。		

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年度、令和5年度、令和6年度）</p>	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしてきた。 また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始している。 このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めている。</p>
<p>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</p>		
<p>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>		
<p>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。</p>		
<p>五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所の電子情報処理組織について、適切なセキュリティ水準を確保するという観点からは、 [Redacted] の適切</p>

		<p>な措置を講じる予定である。</p> <p>また、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるようにするという観点からは、  を検討しており、こうした検討に際しては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聴取していく予定である。</p>
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。	検討中	<p>裁判所としては、電子化された記録の特性等を踏まえ、電子化に伴う記録の保存期間の在り方について検討を進めているところである。また、民事事件の判決書の利活用に関しては、法務省において、令和7年常会に「民事裁判情報の活用の促進に関する法律案」が提出される予定と承知しているところ、同法律案が成立すれば、最高裁として、民事裁判情報の提供など適切な協力をしていく予定である。</p>
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。		
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。	一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度)	<p>民事訴訟規則等の一部を改正する規則を制定し、当事者がウェブ会議等の方法により口頭弁論等の手続に参加する際には、裁判所は、通話者の所在する場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることを確認しなければならない旨の規定を新設しており、令和6年3月に開始されたウェブ会議を用いた口頭弁論の下においては、こうした規定に基づき、適切な運用が行われている。</p>
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。		
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及	一部措置済み	<p>裁判所としては、訴訟手続の電子化に向けて検討を進めて</p>

<p>び予算の確保に努めること。</p>	<p>(令和5年、 令和6年)</p>	<p>いるところであり、令和5年度に引き続き令和6年度においても、裁判手続等のデジタル化を推進するために裁判所事務官の増員を行い、必要な予算を確保したところである。引き続き必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。</p>	<p>検討中</p>	<p>(最高裁判所)法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。</p>
<p>十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。</p>		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>		
<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>		
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	措置済み（令和5年度、令和6年度）	<p>これまでも、DV等の事案については、各家庭裁判所において、当事者が裁判所で接触することがないように様々な配慮をしてきたところであるが、改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、今後とも当事者に対する教示が遺漏なく行われるよう改めて注意喚起した。また、住所等の相手方に知られると支障を生ずる情報については、これまでも、手続案内時等において、当該情報を相手方に開示しないことを希望する申出ができることを教示するなどして適切に対応してきたところであるが、令和5年2月20日に施行された当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度の説明について裁判所ウェブサイトに掲載して周知した。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>		
<p>五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態</p>		

<p>等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。</p>		
<p>六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。</p>		
<p>七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。</p>		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和6年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>一部措置済み （令和6年）</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。</p>
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年、令和6年）</p>	<p>法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。</p>

<p>五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。</p>		
<p>六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。</p>

(追加)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。	一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）	これまでも、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和6年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。	一部措置済み（令和3年、令和6年）	裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定

		である。
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和4年、 令和6年)	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。	一部措置済み (令和2年、 令和3年、令 和4年、令和 5年、令和6 年)	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向等を踏まえ、適正迅速な裁判の実現のため、繁忙庁を中心に適正な人員配置等の必要な体制整備を図ったところであるが、今後も必要な体制整備を図ってまいりたい。

本資料の令和5年度証人等調べの人数及び録音反訳率（番号43）について、昨年提供させていただいた際は下記1のとおり記載しておりましたが、一部庁において計上すべき案件を誤っていたことが判明しましたので、今回、同記載を下記2のとおり訂正の上、提供いたします。

記

1 昨年

令和5年度（※）	証人等調べの人数（刑事）	54,834人
	同（民事・刑事合計）	81,977人
	録音反訳率（刑事）	16.90%
	同（民事・刑事合計）	37.47%

※12月末現在（金沢地家裁は11月末現在）

2 今回

令和5年度（※）	証人等調べの人数（刑事）	54,873人
	同（民事・刑事合計）	82,016人
	録音反訳率（刑事）	16.89%
	同（民事・刑事合計）	37.45%

※12月末現在（金沢地家裁は11月末現在）

なお、今回の報告においては、令和5年度分は令和5年4月から令和6年3月までの1年分の集計値となっているため、上記数値とは異なります。